

# 学校いじめ防止基本方針

豊中市立第一中学校  
平成30年(2018年)3月14日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「違いを認め、互いに尊重し、ともに支え学び、高めあう生徒の育成」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

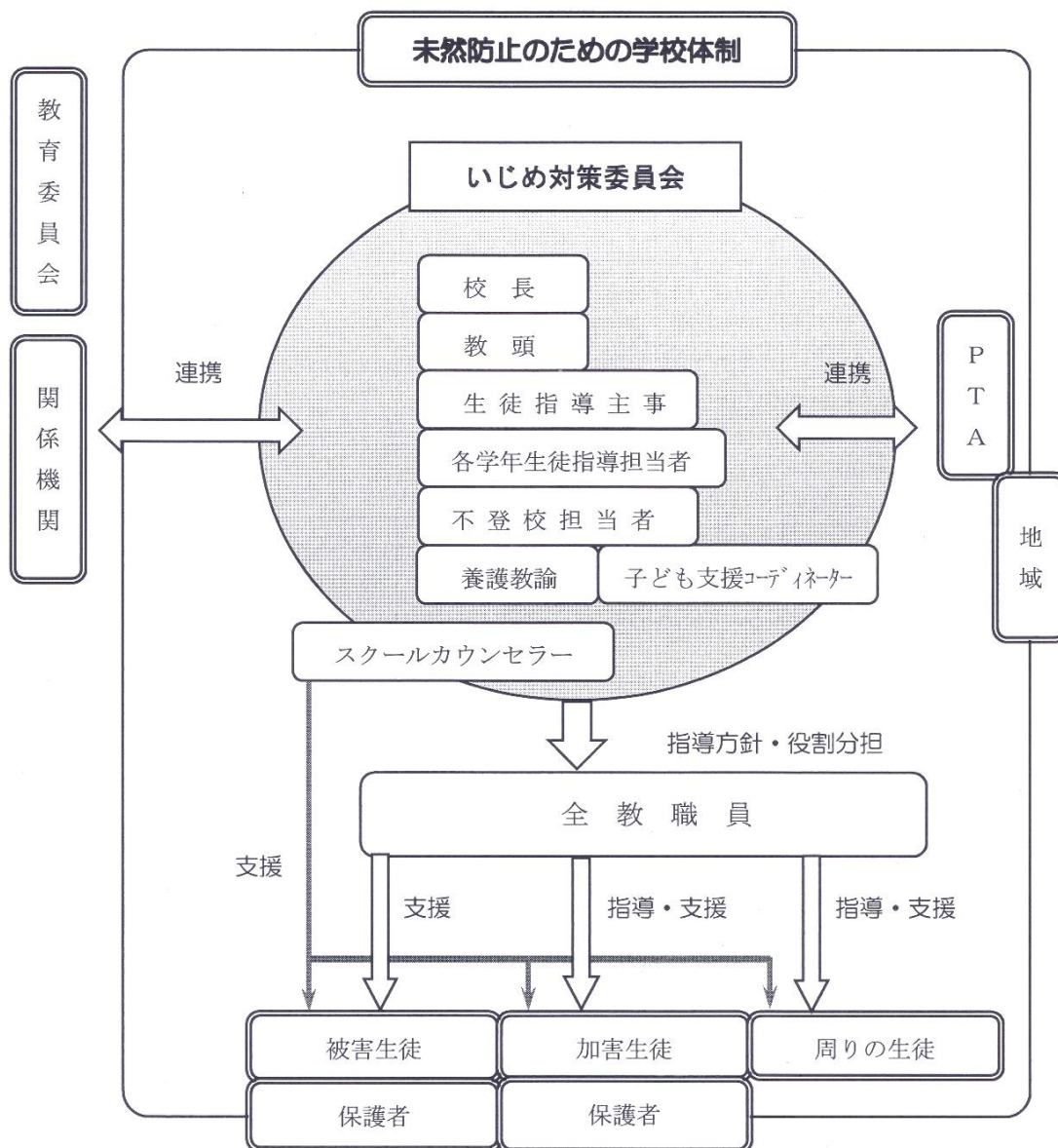
### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- \* 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- \* 仲間はずれ、集団による無視をされる
- \* 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- \* ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- \* 金品をたかられる
- \* 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- \* 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- \* パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめの未然防止のために全教職員が取り組む体制



3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称      いじめ対策委員会
  
- (2) 構成員    校長・教頭・生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、不登校担当者、養護教諭、子ども支援コーディネーター、スクールカウンセラー
  
- (3) 役割
  - ア 学校いじめ防止基本方針の策定
  - イ いじめの未然防止
  - ウ いじめの早期発見と早期対応
  - エ 教職員の資質向上、指導力向上のための校内研修
  - オ 各取組の有効性の検証
  - カ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 年間計画（別添1）

(5) 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ対策委員会は、各学期の終わり等に、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直し等を行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団づくりを進めていく。

### 2 いじめの防止のための措置

(1) 学校は、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、以下の取組みを通して教職員全員の共通理解を図る。

ア. 職員会議・学年会議

イ. 教職員研修

また、生徒に対しては、以下の取組みを通して、校長や教職員が、適宜いじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。

ア. 始業式・終業式

イ. オリエンテーション期間中や日常の生徒集会・学年集会

ウ. 人権教育教材等を使用した道徳・学活・総合

エ. SHR・終礼

オ. 生徒指導だより、保健だより、長期休暇の過ごし方等の通信の配布

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、道徳教育や人権教育の充実に加え、以下にあげるような幅広い社会体験活動を推進し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。加えて、学ぶことと社会のつながりを意識しながら、主体的・協働的に学ぶ意欲・態度を育むため、キャリア教育を推進します。

ア. 1年生 ボランティア体験学習

イ. 2年生 職場体験学習

ウ. 3年生 進路学習

エ. 小中交流会

(3) いじめ加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、わかりやすい授業づくりを進めるために、以下の取組みを通して、指導力向上と授業規律の共有や指導基準の明確化を図るとともに、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、カウンセリング研修や生徒理解研修等で指導力の向上を図る。

ア. オープンスクール、教職員向け公開授業

イ. 外部講師による授業力向上研修、生徒対応研修、カウンセリング研修

ウ. 教育委員会や大学等主催の校外研修への参加

また、ストレスに適切に対処できる力を育むために、スポーツ活動や読書活動を充実させる。

(4) P T Aや地域に協力を求め、ボランティア体験学習や職場体験学習等の充実を図り、幅広い大人から認められるという実感できる機会を設定する。また、校内では、以下の取組みを通して、生徒一人ひとりが活躍できる場を設定し、自己有用感や自己肯定感を育む。

ア. 修学旅行や湖上体験等の校外学習

イ. 体育大会・合唱コンクール・3年生を送る会等の学校行事

ウ. 委員会活動・クラブ活動等の特別活動

(5) 生徒会活動や学年議会活動を推進し、いじめ防止の取組みを通して、生徒自身がいじめの問題を主体的に考える機会を設定する。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒が、いじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりより集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

教職員は、生徒が発する危険信号を見逃さないために、日常の教育活動を通じて、生徒と教職員、または生徒間の好ましい人間関係づくりを推進し、生徒の生活態度の変化等をきめ細かく把握するよう努める。加えて、スクールカウンセラーや養護教諭、他の教職員、保護者等との連携を図り、積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有に努める。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

(1) いじめや問題行動の実態把握のために、定期的に以下の取組みを行う。

ア. 生活アンケート“誰もが安心して生活するために”の実施（各学期、年3回）

イ. 学習面・生活面の振り返りの実施（各学期末、年3回）

ウ. 家庭訪問（1学期初旬）、三者懇談（1・2学期末）

エ. 集団づくり（学年議会、班会議等）

また、日常の観察として、担任だけでなく副担任、教科担任等複数の教職員で見守るとともに、学級日誌や班ノート等を利用し実態把握に努める。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、上記(1)の三者懇談等の設定とともに、オープンスクールや学級(学年)保護者懇談会等を設定する。また、PTAと連携し情報交換を行う。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるように、以下の方法を通じて、校内の相談機関(相談室、保健室の利用方法)、スクールカウンセラーの相談方法だけでなく、外部相談機関の利用方法等を広く周知する。
- ア. 始業式、オリエンテーション期間の学年集会等
  - イ. PTA総会や学級(学年)保護者懇談会等
  - ウ. 生活指導だより、保健だより、長期休暇の過ごし方等の通信の配布
- (4) 教育相談等で得た個人情報については、問題の解決を目的として利用し、必要の範囲内で教職員が共有することがあります。また、法令等に定める場合を除き、事前に本人又は保護者の同意を得ることなく第三者への提供は行いません。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

- (1) いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であり最優先だが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別添2)を参考にして、外部機関とも連携する。

- (2) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じているものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ対策委員会」の判断により、長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子も含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。また、観察だけでなく、本人の気持ちを尊重しながら、定期的に面談や声かけを行う。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、調査・報告に当たる。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。また、生徒や保護者からの申し立ては学校が把握していない極めて重要な情報である可能性あることから、調査をせずに、いじめの重大事態ではないと断言することがないように留意する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年生徒指導担当や生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。その際に「いじめ」と決めつける指導ではなく、丁寧な聴き取りを行い、当人同士の関係性などその時の状況に応じて、見守りを継続していくなど柔軟な対応を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や教育委員会による出席停止措置などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

## 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴き取りを行う。いじ

めに関わったとされる生徒からの聴き取りにあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴き取りした後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「聴衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうして行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「聴衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通じて、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権教育の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

体育大会や宿泊行事、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) 教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習や啓発に努め、警察や携帯電話会社などの外部機関と連携を進め、携帯電話・スマートフォン安全教室や犯罪被害防止教室を実施し、未然防止に努める。また、その際に保護者や地域にも呼びかけ、周知に努める。

## 第5章 その他

この「学校いじめ防止基本方針」は「いじめ対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。